長期優良住宅認定申請手数料(金沢市) 令和4年 10 月1日施行

【パターン I 】登録住宅性能評価機関から確認書又は長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書の 交付を受けていない場合

I -1 認定申請(法第5条)

認定申請建築物の住戸総数		手数料	
		新築	増・改築 / 既存住宅
1戸		45,000円	68,000円
2戸以上	5戸以下	110,000円	160,000円
6戸以上	10戸以下	170,000円	250,000円
11戸以上	30戸以下	340,000円	500,000円
31戸以上	50戸以下	600,000円	900,000円
51戸以上	100戸以下	1,000,000円	1,500,000円
101戸以上	200戸以下	1, 900, 000円	2, 900, 000円
201戸以上	300戸以下	2,700,000円	4, 100, 000円
301戸以上		3, 300, 000円	5,000,000円

I -2 変更認定申請(法第8条)

認定申請建築物の住戸総数		手数料	
		新築	増・改築 / 既存住宅
1戸		26,000円	38,000円
2戸以上	5戸以下	59,000円	89,000円
6戸以上	10戸以下	96,000円	140,000円
11戸以上	30戸以下	180,000円	270,000円
31戸以上	50戸以下	330,000円	490,000円
51戸以上	100戸以下	570,000円	850,000円
101戸以上	200戸以下	1,000,000円	1,600,000円
201戸以上	300戸以下	1,500,000円	2, 200, 000円
301戸以上		1,800,000円	2,700,000円

※ 金沢市に確認申請を提出する場合は、確認申請に係る手数料も必要となります。

● 譲受人の決定(法第9条)

区分	手数料	
1申請につき	6,	000円

● 地位の承継(法第10条)

区分	手数料
1申請につき	6,000円

【パターンⅡ】登録住宅性能評価機関から確認書又は長期使用構造等である旨が記載された住宅性能評価書の 交付を受けている場合

Ⅱ-1 認定申請(法第5条)

認定申請建築物の住戸総数		手数料	
		新築	増・改築 / 既存住宅
1戸		12,000円	18,000円
2戸以上	5戸以下	22,000円	33,000円
6戸以上	10戸以下	36,000円	55,000円
11戸以上	30戸以下	61,000円	91,000円
31戸以上	50戸以下	97,000円	150,000円
51戸以上	100戸以下	150,000円	220,000円
101戸以上	200戸以下	250,000円	380,000円
201戸以上	300戸以下	320,000円	480,000円
301戸以上		360,000円	550,000円

Ⅱ-2 変更認定申請(法第8条)

認定申請建築物の住戸総数		手数料	
		新築	増・改築 / 既存住宅
1戸		9,000円	14,000円
2戸以上	5戸以下	17,000円	26,000円
6戸以上	10戸以下	29,000円	43,000円
11戸以上	30戸以下	46,000円	69,000円
31戸以上	50戸以下	77,000円	120,000円
51戸以上	100戸以下	120,000円	190,000円
101戸以上	200戸以下	210,000円	310,000円
201戸以上	300戸以下	260,000円	390,000円
301戸以上		290,000円	430,000円

● 容積率の特例許可(法第18条)

区分	手数料
1申請につき	160,000円